心のまちづくり実践者顕彰事業

ボランティアや地域活動等「心のまちづくり」に貢献している個人や団体を顕彰します。慈善活動や奉仕活動、まちづくりに対しての積極的な取組み等、地道な活動を通して心のまちづくりを実践している個人や団体を推薦してください。

１．該当する活動

（１）地域社会を明るくするもの
（２）生涯学習に関するもの
（３）青少年健全育成又は人材育成に関するもの
（４）社会奉仕活動に関するもの
（５）社会福祉に関するもの
（６）その他、市長が特に心のまちづくりに寄与したと認めるもの

※顕彰事業は自発的なボランティアとして取り組まれているもので、１０年程度継続した活動であり、現在に至るまで活動が継続しているものとします。

【該当しない活動】
（１）職務や役職として取り組まれているもの。
（２）ボランティアでも、実費弁償分を超えて有償で取り組まれているもの。
（３）学校における授業の一環として生徒等が取り組んでいるもの。
（４）地域の共助により行われることが当然であると認められるもの。
（例：地区民による自治公民館の除雪、農作業前の地区内のゴミ拾い　等）
（５）心のまちづくり審議会の範疇を超えた顕彰であると判断されるもの。
（例：ミニデイの立ち上げに尽力⇒社会福祉協議会の範疇
防犯協会支部長として見守り活動⇒防犯協会の範疇　等）

【顕彰回数に関して】
顕彰は原則１回限りとします。ただし、前回の顕彰から２０年程度経過しており、活動を発展的に継続していると認められる場合には、再度顕彰することができるものとします。

２．推薦の方法

心のまちづくり実践者推薦書(様式第１号)を提出してください。なお、添付資料として当該年度の活動がわかる資料（写真など）も併せて提出してください。

３．推薦書提出期限

令和８年１２月１１日（金）

４．提 出 先

推薦書を、地域づくり推進課地域づくり支援室（長井市役所２階）へ提出してください。

・郵送による提出も可能ですが、受付期間内に届くよう送付してください。

・内容について電話等でお伺いすることがあります。

５．顕彰の方法

- 推薦いただいた内容を心のまちづくり審議会で審議し、心のまちづくり実践者としてふさわしい個人・団体を市長が決定します。
- 後日、公開で行う顕彰式において、顕彰状（実践の証）と記念品または記念品料を授与させていただきます。
- 市報や市のホームページ等で紹介させていただきます。